

令和 8 年 7 月 29 日

第 2 回総会議事録

長岡市農業委員会

第 2 回総会議事録

- 1 日 時 令和 8 年 7 月 29 日（水曜日） 午後 2 時 00 分
- 2 場 所 アオーレ長岡東棟 4 階 大会議室
- 3 議事日程及び本日の会議に付した事項
 - 日程第 1 議事録署名委員の選任について
 - 日程第 2 議案第 2 号 農地法第 3 条の許可申請について
議案第 3 号 農地法第 4 条の許可申請について
議案第 4 号 農地法第 5 条の許可申請について
議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画案について
 - 日程第 3 報告第 1 号 農地法の届出通知等について
- 4 出席委員 （23名）別紙のとおり
- 5 欠席委員 （1名）別紙のとおり
- 6 職務のため出席した事務局職員
 - 事務局長 五十嵐 幸子、事務局次長 井上 靖司、農地係長 鷺尾 圭太、
振興農政係長 中村 久夫、主査 吉川 あさ子、主査 平澤 秀康、
主事 吉澤 あゆみ

開 会（午後 2 時 00 分）

五十嵐事務局長 これより農業委員会総会を開催いたします。

長岡市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、諸橋会長から議長を務めていただきます。よろしくお願いします。

議長 （挨拶）

それでは、農業委員会憲章を斉唱したいと思います。

安達会長職務代理者から先導していただきますので、よろしくお願いいたします。

安達会長職務代理者 （安達会長職務代理者の先導により農業委員会憲章を斉唱）

議長 これより第 2 回総会を開催いたします。

総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数の報告を求めます。

五十嵐事務局長 欠席届が議席番号 14 番、駒野亜由美委員から提出されております。

出席委員は 24 名中 23 名であり、長岡市農業委員会会議規則第 6 条の規定

による定足数を満たしておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

日程第 1 議事録署名委員の選任について

議長 日程第 1、議事録署名委員の選任については、議長において、議席番号 3 番、若井泰志委員、4 番、樋口広大委員を指名いたします。

日程第 2 議案第 2 号 農地法第 3 条の許可申請について

議長 日程第 2、議案第 2 号 農地法第 3 条の許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

鷲尾係長 議題にあります農地法第 3 条についてですが、農地等の売買や賃借権の設定等を行う場合に当事者は農業委員会の許可を受けなければならないと規定されている条項になります。

それでは、議題についてご説明申し上げます。

議案書の 3 から 4 ページをご覧ください。

今月の 3 条許可申請は 9 件でございます。

1 番から 7 番は売買による所有権移転、8 番から 9 番は贈与による所有権移転であります。

担当委員による現地調査結果は、いずれも問題なしということです。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たしております。

農地法第 3 条第 2 項各号については、地域の農地の集団化や農作業の効率化等に支障が生じるおそれがないこと、全ての農地を効率的に耕作していないこと、必要な農作業に常時従事すると認められないことと規定されているものです。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これから審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第 2 号 農地法第 3 条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第3号

農地法第4条の許可申請について

議長

議案第3号 農地法第4条の許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

鷲尾係長

議題にあります農地法第4条についてですが、農地の所有者が自らその農地を農地以外のものにする場合に、知事または農林水産大臣が指定する市町村の長の許可を受けなければならないと規定されている条項になります。長岡市は、農林水産大臣が指定する市町村になっているため、農地法第4条の許可権限を有しております。

なお、都市計画法の市街化区域内の農地については、あらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には許可を要しないとされています。

それでは、議題についてご説明申し上げます。

議案書の6ページをご覧ください。

今月の4条許可申請は、長岡地域3件、寺泊地域1件の計4件でございます。

なお、申請のありました4条、5条許可申請につきましては、本庁、地域事務所において7月23日までに現地確認を実施しております。

1番、千代栄町の畑について、農業用倉庫及び農作業所建築敷地として利用するものです。議案資料15ページに経過説明を掲載しております。申請地は、千代栄町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用内容が既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

2番、滝谷町の畑について、庭敷地として利用するものです。議案資料16ページに経過説明を掲載しております。申請地のおおむね500メートル以内に越後滝谷駅があることから、第2種農地と判断いたします。転用内容が庭敷地であり、既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

3番、寺泊夏戸の畑について、通路及び車庫、物置建築敷地として利用するものです。議案資料17ページに経過説明を掲載しております。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農

地に該当するものですが、転用内容が既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

4番、西津町の畑について、営農型太陽光発電用地として利用するものです。期間は、令和8年8月1日から令和11年7月31日までの計画です。申請地は、農振農用地区域内の農地であります。営農の継続を前提として、支柱を立てて農地の上部空間に発電設備を設置するものであり、営農型の発電設備となるため、支柱部分について例外的に一時転用の許可ができるものであります。なお、本案件は営農型太陽光発電用地として3年間の一時転用をしておりましたが、転用期間が満了するに当たり、事業者が改めて一時転用許可を申請したものになります。過去の転用期間では、下部農地での営農状況に問題はありませんでした。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第3号 農地法第4条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしの声が聞えます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第4号

農地法第5条の許可申請について

議長

議案第4号 農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

鷲尾係長

議題にあります農地法第5条についてですが、農地等の所有者以外の者がその所有者から権利を取得して農地を農地以外のものにする場合に、知事または農林水産大臣が指定する市町村の長の許可を受けなければならないと規定されている条項になります。長岡市は、指定市町村になっているため、農地法第5条の許可権限を有しております。

なお、都市計画法の市街化区域内の農地については、あらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には許可を要しないとされています。

それでは、議題についてご説明申し上げます。

議案書の8ページをご覧ください。

今月の5条許可申請は、長岡地域3件でございます。

1番、四ツ屋町の畑について、住宅建築敷地として利用するために、売買による所有権の移転をするものです。工期は、許可日から令和8年12月20日までの計画です。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用計画が住宅建築であり、隣接敷地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。また、市街化調整区域内での住宅建築であるため、都市計画法の規定に基づく開発行為の許可を要します。

2番、川崎町の田について、貸し駐車場用地として利用するために、売買による所有権の移転をするものです。工期は、令和8年8月10日から31日までの計画です。申請地は、川崎町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存敷地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

3番、六日市町の田について、農業用倉庫建築敷地として利用するために、賃借権を設定するものです。議案資料18ページに経過説明を掲載しております。新築する農業用倉庫の工期は、令和8年9月1日から11月30日までの計画です。申請地は、六日市町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用目的が農業用施設の建築であるため、例外的に許可できるものであります。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第4号 農地法第5条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第5号

農用地利用集積等促進計画案について

議長

議案第5号 農用地利用集積等促進計画案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中村係長

ご説明申し上げます。

議案書の11ページの内訳表をご覧ください。

農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理機構を活用して担い手への農地の集積、集約化を進めるため、農地の所有権移転、中間管理権、使用貸借権及び賃借権の設定を行うもので、その計画案についてご審議いただくものです。

最初に、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく所有権の移転で、このたびは3件の申出がありました。いずれも農地中間管理事業の各要件を満たす売買です。

次に、農地中間管理事業において、中間管理事業実施手続のため、新潟県農林公社が中間管理権を設定し、転貸するものです。

初めに、中間管理権設定（公社借入）分について、このたびは44件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が34件、使用貸借権設定が10件となっています。

続いて、使用貸借権及び賃借権の設定（公社貸付）分については、今ほどの公社借入分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するもので、このたびは25件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が15件、使用貸借権設定が10件となっています。

なお、詳細内容については、議案書の13ページから26ページにて確認をお願いします。

以上、計72件の申出につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に規定されている県知事認可の各要件を全て満たしている内容であるため、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審

議のほどお願いします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第5号 農用地利用集積等促進計画案についてを原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

日程第 3

報告第1号 農地法の届出通知等について

議長

日程第3、報告第1号 農地法の届出通知等についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

鷲尾係長

農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

4条の届出について3件を28ページに、5条の届出について15件を29から32ページに、農地法の適用を受けない事実確認について7件を33から34ページに、18条合意解約について5件を35から36ページに、中間管理権の解約について4件を37ページにそれぞれ掲載してありますので、ご覧ください。

以上であります。

議長

報告事項でございます。

以上で提案した案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第2回総会を閉会いたします。

閉 会（午後2時33分）

長岡市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

議 長 _____

農業委員 _____

農業委員 _____

別紙 出席状況（総 会 議 席 表）

（令和 8 年 7 月 29 日現在）

議 席	出 欠	氏 名	議 席	出 欠	氏 名																		
1	出	長谷川 惣 市	13	出	岩 本 一 男																		
2	出	馬 場 義 昭	14	欠	駒 野 亜由美																		
3	出	若 井 泰 志	15	出	田 中 篤 史																		
4	出	樋 口 広 大	16	出	千 野 俊 輔																		
5	出	佐 藤 ますみ	17	出	長谷川 寿 敏																		
6	出	小 林 高 士	18	出	外 山 英 子																		
7	出	中 野 明 美	19	出	安 達 隆 幸																		
8	出	高 橋 友 行	20	出	金 子 勝 吉																		
9	出	佐 藤 佑 美	21	出	佐 藤 辰 也																		
10	出	諸 橋 昇 一	22	出	多 田 好 一																		
11	出	伊 丹 なつい	23	出	高 橋 芳 昭																		
12	出	渡 邊 義 浩	24	出	坂 詰 隆																		
<table><tr><td>出席委員</td><td>人</td><td>2 3 人</td><td>議事録署名委員</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>欠席委員</td><td>人</td><td>1 人</td><td>若 井 泰 志 委員</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>計</td><td></td><td>2 4 人</td><td>樋 口 広 大 委員</td><td colspan="2"></td></tr></table>						出席委員	人	2 3 人	議事録署名委員			欠席委員	人	1 人	若 井 泰 志 委員			計		2 4 人	樋 口 広 大 委員		
出席委員	人	2 3 人	議事録署名委員																				
欠席委員	人	1 人	若 井 泰 志 委員																				
計		2 4 人	樋 口 広 大 委員																				